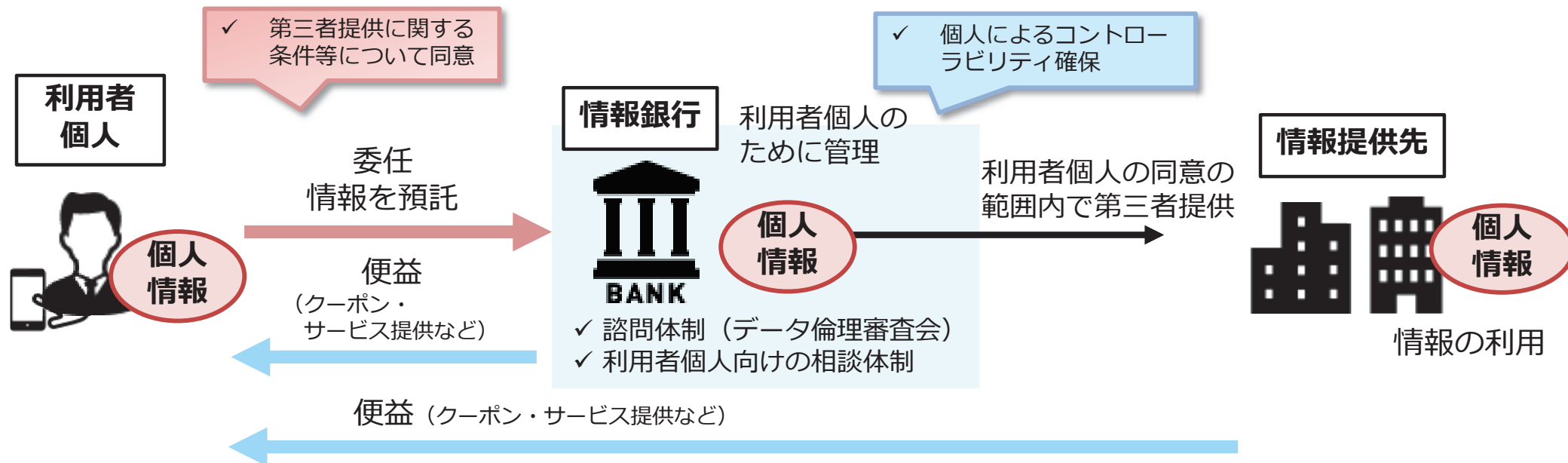


# 情報銀行における 健康・医療分野の要配慮個人情報取扱いについて

2022年9月  
総務省情報流通行政局  
地域通信振興課  
デジタル経済推進室

- 情報銀行は、**個人の実効的な関与（コントロールビリティ）**の下でパーソナルデータの流通・活用を効果的に進める仕組みであり、その普及により、新規サービスの創出や国民生活の利便性の向上などが期待される。
- 認定情報銀行は、国の定めた基準を満たす信頼できる主体として、利用者個人の委任を受け、**パーソナルデータを管理するとともに、利用者個人が同意した範囲において第三者提供**する。
- **民間団体による任意の認定**の仕組みを有効に機能させるため、平成29年11月、**総務省・経産省で合同の検討会**を立ち上げ、平成30年6月、「**情報信託機能の認定に係る指針Ver1.0**」を公表。

- 令和元年6月に第一弾の認定を決定。令和4年6月時点で計7社を認定。今後も拡大を見込む。
- 現在も検討会で指針改定の議論を継続し、直近では令和2年・3年個人情報法改正やプロファイリングの取扱いに関する議論を踏まえて指針の見直しを実施、令和4年6月にVer2.2を公表。



「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」第19回（2021年8月20日） 資料19-5より抜粋

## 1. 健康・医療分野の要配慮個人情報取扱い

- 健康・医療分野の要配慮個人情報に関し、本人に明示的に開示・説明されており本人が十分に理解している医療情報（レベル2情報）の取扱いについて、PHRの検討状況と整合を図りながら、認定指針の改定に向けて対象情報や同意・審査要件等の検討を進める。

今年度検討予定

## 2. 個人を起点にしたデータポータビリティの推進

- 情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーム等が保有する個人情報を開示請求することにより本人のデータを取得し、情報銀行をハブとしたデータの移転・利用を可能とすることで、より個人に適したサービスの提供や簡便な乗換え等の実現が期待される。これらの実現に向けて、情報銀行とプラットフォーム等との間のデータ連携の方策や情報銀行が実装すべき機能等について検討を進める。

## 3. 準公共分野のプラットフォーム・地方公共団体との連携

- パーソナルデータの取扱いが課題となる健康・医療・介護、教育、防災といった準公共分野におけるプラットフォームの構築に関し、これらの分野の主要なデータホルダーであり、データを活用した地域課題の解決や住民サービス向上の主体でもある地方公共団体と情報銀行とのデータ連携の在り方や、教育分野における学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築における情報銀行の活用の在り方について検討を進める。

予算事業により  
調査・検討を実施中

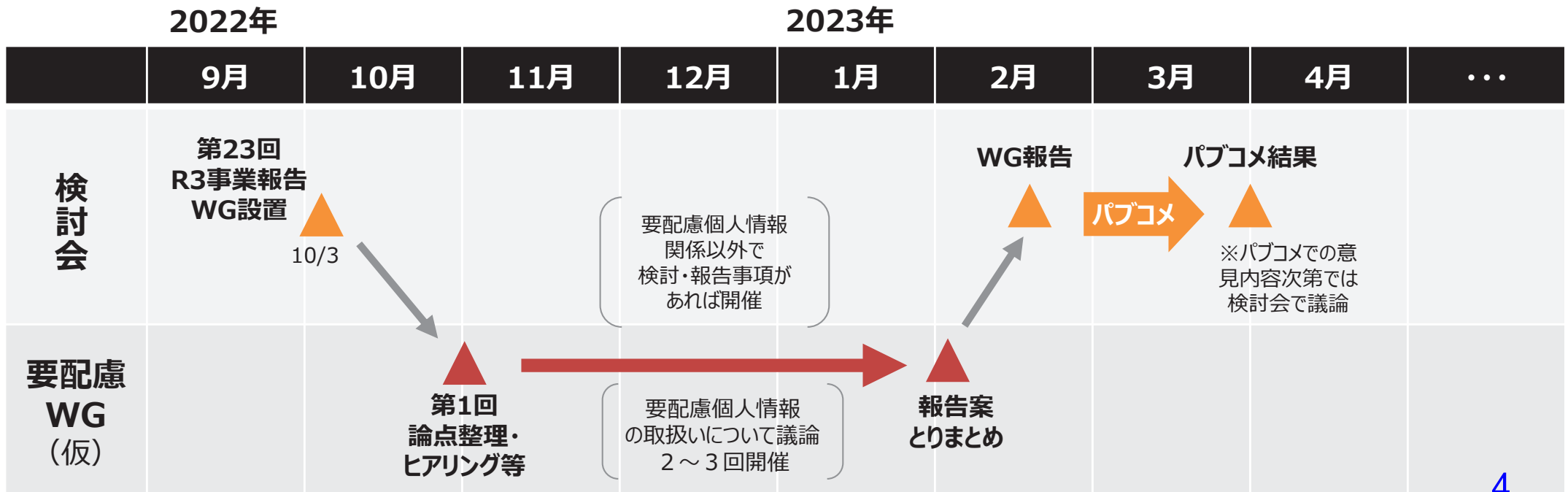
## 4. 情報銀行におけるプロファイリングの取扱い

- 情報銀行におけるプロファイリングの取扱いについて、有識者及び事業者ヒアリングを通じて議論を深め、論点を整理し、その結果を踏まえて認定指針の改定など必要な対応を進める。

2021年度中に議論  
認定指針を改定済 (ver2.2)

- 要配慮個人情報とは本人や社会のために情報銀行で活用するニーズが高いとの意見があるが、現行の「情報信託機能の認定に係る指針」では、**要配慮個人情報を含む事業は認定の対象としていない。**
- 令和3年度の調査事業において、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の活用につき、活用ニーズの高い地域にてユースケースを想定し机上検討を実施。  
有識者の意見を参考に、対象情報や同意・審査要件等を整理。
  - **これまでの検討を踏まえ、健康・医療分野の要配慮個人情報情報の取扱いについて、令和4年度中を目途に結論を得ることを目標に、検討を実施予定。**

## 検討スケジュール案



## 【認定事業者から】

- 情報銀行で要配慮個人情報を取り扱うニーズは高い。
- 要配慮個人情報を取り扱えないため認定取得を断念した事業者がある。
- 要配慮個人情報の取扱いができないことが、実験的なサービス開発の制約となっている。
- 要配慮個人情報が見えるようになれば健診情報等を連携することを考えているため、早期に指針上取扱いを認めてほしい。

## 【パブリックコメント※から】

※「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.2（案）」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理（案）」に対する意見募集（2022年4月27日～5月26日実施）

「本指針案の9頁では、健康・医療分野の個人情報のうち「要配慮個人情報に該当しない」情報が取扱可能とされているが、健康・医療分野で取り扱う個人情報の多くは要配慮個人情報を含むため、多くの事業が認定の対象外となる。

健康・医療分野における情報銀行の活用を本人が納得する形で促進できるよう、要配慮個人情報の取扱いについて早急に議論し結論を得るべき。」

意見提出者：一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部データ戦略WG

◆「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」への改定（令和3年8月）に向けた議論の際に、情報銀行で取り扱う情報として健康・医療分野の情報のレベル区分を以下のとおり整理。

	情報区分	考え方、情報項目例
レベル0	本人の同意を必要とせずに取得・提供可能な、個人情報に該当しない情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計データ</li> <li>・匿名加工情報</li> </ul>
レベル1	本人の同意に基づいて取得・提供可能な、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果等ではなく、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人情報※</li> <li>※例えば、本人の病歴や個人情報の保護に関する法律施行令第2条第1号から第3号までの事項を内容とする記述等は含まれない</li> <li>【例】歩数、体重、体脂肪、体温、血圧、脈拍 等のバイタルデータ</li> </ul>
レベル2	本人同意と医療専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の助言に基づいて情報銀行が取得し、データ倫理審査会において医療専門職の助言と承認に基づいて提供可能な、健康・医療分野の要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している医療情報</li> <li>【例】法定健診項目（既往歴含む）、アレルギー、お薬手帳、OTC医薬品 等</li> </ul>
レベル3	レベル2において取り扱いを保留する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2情報に含まれない情報</li> <li>【例】レベル2情報に含まれない検査結果、腸内細菌、口腔内細菌、遺伝子情報 等</li> </ul>

現行の指針に記載

今後議論する範囲

※「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ」（令和3年8月発表 総務省・経済産業省）より抜粋